

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年11月13日

【四半期会計期間】 第11期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)

【会社名】 株式会社エスクリ

【英訳名】 E S C R I T I N C .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岩本 博

【本店の所在の場所】 東京都港区南青山三丁目2番5号 南青山シティビル

【電話番号】 03-5410-8822

【事務連絡者氏名】 取締役上級執行役員管理本部管掌 岡崎 太輔

【最寄りの連絡場所】 東京都港区南青山三丁目2番5号 南青山シティビル

【電話番号】 03-5410-8822

【事務連絡者氏名】 取締役上級執行役員管理本部管掌 岡崎 太輔

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第11期 第2四半期 連結累計期間
会計期間		自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日
売上高	(千円)	8,217,034
経常利益	(千円)	337,966
四半期純利益	(千円)	176,193
四半期包括利益	(千円)	175,934
純資産額	(千円)	2,842,382
総資産額	(千円)	13,882,013
1株当たり四半期純利益金額	(円)	15.15
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	(円)	14.81
自己資本比率	(%)	20.3
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	891,837
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	1,000,373
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	1,910,696
現金及び現金同等物の四半期末 残高	(千円)	3,218,771

回次		第11期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	7.10

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 当社は、第1四半期連結累計期間に新たに連結子会社を取得したことに伴い、第11期第1四半期連結累計期間から初めて四半期連結財務諸表を作成しております。

2 【事業の内容】

当社グループ（当社および当社の関係会社）は、当社および子会社2社により構成されております。当第2四半期連結累計期間において、当社は株式会社渋谷の株式取得を行い、建築・内装事業を開始いたしました。これに伴い、当社は当社グループの事業を、ブライダル事業、建築・内装事業、およびその他の事業の3つのセグメントに変更しております。

（ブライダル事業）

ブライダル事業セグメントにおいて、デザイン性を重視した直営施設を中心に、挙式・披露宴の企画・運営を行うブライダル事業を行っております。

（建築・内装事業）

建築・内装事業セグメントにおいて、飲食店や小売店を中心とした施設の内外装工事の請負および設計監理業務等を行っております。

（その他の事業）

その他の事業セグメントにおいて、ホテルスタイルの施設を通じた宿泊サービス、レストランスタイルの施設を通じたレストランサービス、および挙式・披露宴の予約が入らない平日を中心に、主として法人を顧客とした各種パーティを行う宴会サービスの提供等を行っております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更があった事項は、次のとおりであります。

(連結貸借対照表上の投資消去差額(のれん)について)

当社は、平成25年5月10日付で、株式会社渋谷の株式の100%を取得し、連結子会社化したことに伴い、新たに「のれん」を計上しております。

当第2四半期連結会計期間末の連結貸借対照表における「のれん」の金額は、278,467千円であり、5年間で均等償却する方針です。のれんは、他の固定資産と同様に減損会計の対象であり、経営環境や事業の著しい変化等により株式会社渋谷の収益性が低下した場合には、のれんの減損損失発生により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国の経済状況は、金融緩和をはじめとする各種政策に対する期待感から、個人消費や輸出の持ち直し等、緩やかな景気回復の動きがみられます。一方で、海外景気は底堅い動きがみられるものの、引き続き先行き不透明な状況となっております。

このような環境下、当社グループは「施設スタイルにこだわらない都市型プライダルオペレーター」として、東京23区および政令指定都市に展開した挙式・披露宴施設の運営を継続してまいりました。具体的な新規施設の開業については、平成25年6月に専門式場スタイルである「アルマリアン FUKUOKA」(福岡市中央区)をオープンいたしました。

この結果、当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高8,217,034千円、営業利益373,401千円、経常利益337,966千円、四半期純利益176,193千円となりました。

なお、当第2四半期連結累計期間は、連結初年度にあたるため、前年同四半期との比較分析はおこなっておりません。以下、セグメント区分別の状況においても同様であります。

(プライダル事業)

前期に開業した2施設が通期稼働したこと、平成25年6月に「アルマリアン FUKUOKA」がオープンしたこと、また、施行件数が想定を上回ったこと等により、プライダル事業の売上高は6,514,299千円、営業利益は826,377千円となりました。

(建築・内装事業)

店舗内装、個人住宅などにおける工事の完成が順調に推移したこと等により、建築・内装事業の売上高は912,349千円、営業利益は62,820千円となりました。

(その他の事業)

その他の事業の売上高は790,385千円、営業利益は29,631千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物は、3,218,771千円となりました。

当第2四半期連結累計期間における「営業活動によるキャッシュ・フロー」は891,837千円の収入となりました。その主な要因は、税金等調整前四半期純利益を339,226千円、減価償却費を500,210千円計上したこと、また、前受金の増加380,238千円があった一方で、法人税等の支払い1508,984千円があったこと等によるものであります。

「投資活動によるキャッシュ・フロー」は1,000,373千円の支出となりました。その主な要因は、新規出店や既存設備の改修等に伴う有形固定資産の取得による支出664,618千円、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出238,043千円があったこと等によるものであります。

「財務活動によるキャッシュ・フロー」は1,910,696千円の収入となりました。その主な要因は、長期借入れによる収入2,600,000千円、短期借入の増加300,000千円があった一方で、長期借入金の返済による支出853,366千円があったこと等によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 従業員数

当第2四半期連結累計期間において、新規出店等に伴う事業規模の拡大や子会社2社の従業員が加わったこと等により、95名増加しております。

なお、従業員数は就業人員数(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であります。

(6) 施行、受注及び販売の実績

当第2四半期連結累計期間において、ブライダル事業の施行、受注及び販売実績が著しく増加しております。これは、前期に開業した2施設が通期稼働したこと、平成25年6月に「アルマリアン FUKUOKA」がオープンしたことに伴う増加であります。

施行実績

当第2四半期連結累計期間の挙式・披露宴施行件数の実績は、次のとおりであります。

区分	施行件数(組)	前年同四半期比(%)
ブライダル事業	1,611	124.5

(注)上記の施行件数には、小規模の式会(披露宴参加者30名未満)は含めておりません。

受注状況

当第2四半期連結累計期間の受注件数および残高の状況は、次のとおりであります。

区分	受注件数(組)	前年同四半期比(%)	受注件数残高(組)	前年同四半期比(%)
ブライダル事業	2,545	116.8	2,570	124.5

(注)上記の受注件数及び受注件数残高には、小規模の式会(披露宴参加者30名未満)を含めております。

(7) 主要な設備

前事業年度末において計画中であった、重要な設備の新設等について、当第2四半期連結累計期間に著しい変動があったものは、次のとおりであります。

(新設)

天神事業所は4月に完了し、6月に稼働しました。

(改修)

青山事業所は9月に完了し、9月に稼働しました。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	45,648,000
計	45,648,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年11月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	11,656,500	11,662,500	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、1単元の株式数は100株となっております。
計	11,656,500	11,662,500		

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成25年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年9月13日
新株予約権の数(個)	570
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	57,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	916(注)2
新株予約権の行使期間	自 平成27年9月28日 至 平成35年6月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 916 資本組入額 458
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は、譲渡、質入、担保の設定その他の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、

かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 本新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡および株式交換による移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わないものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員であることを要するものとします。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではないものとします。

新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとします。

4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記新株予約権の目的となる株式の種類と上記新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定するものとします。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記新株予約権の行使期間に定める行使期間の末日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項次に準じて決定します。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とするものとします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の承認を要するものとします。

新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定します。

新株予約権の取得事由および条件

次に準じて決定します。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議)がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとします。

新株予約権者が権利行使をする前に、本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得するものとします。

新株予約権の割当日から1ヶ月後の応当日より1ヶ月の間に、取引市場における当社普通株式の普通取引終値の1月間(当日を含む直近の21本邦営業日)の平均株価(1円未満の端数は切り下げ)が一度でも行使価額の70%(1円未満の端数は切り下げ)以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

新株予約権の割当日から6ヶ月後の応当日より1ヶ月の間に、取引市場における当社普通株式の普通取引終値の1月間(当日を含む直近の21本邦営業日)の平均株価(1円未満の端数は切り下げ)が一度でも行使価額の100%(1円未満の端数は切り下げ)以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

新株予約権の割当日から1年後の応当日より1ヶ月の間に、取引市場における当社普通株式の普通取引終値の1月間(当日を含む直近の21本邦営業日)の平均株価(1円未満の端数は切り下げ)が一度でも行使価額の110%(1円未満の端数は切り下げ)以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

当社は、その選択により、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部または一部を無償で取得することができるものとします。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定めます。

新株予約権の行使により発生する端数の切捨での定め

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年7月1日～ 平成25年9月30日 (注) 1	25,500	11,656,500	4,816	536,928	4,816	494,928

(注) 1. 新株予約権(ストックオプション)の行使による増加であります。

2. 平成25年10月1日から平成25年10月31日までの間に、新株予約権(ストックオプション)の行使により、発行済株式数が6,000株、資本金および資本準備金がそれぞれ1,187千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
有限会社ブロックス	川崎市中原区木月祇園町10 - 13	3,050,000	26.16
岩本 博	川崎市中原区	1,000,000	8.57
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11 - 3	760,600	6.52
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町2丁目2 - 2	618,400	5.30
澁田 隆一	東京都目黒区	560,000	4.80
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ エージェン ト ビーエヌワイエム エイエ ス イーエイ ダッチ ペンシ ョン オムニバス 140016 (常任代理人 株式会社みずほ銀 行決済営業部)	東京都中央区月島4丁目16 - 13	429,000	3.68
ビービーエイチ マシユーズ ジ ヤパン ファンド (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行)	東京都千代田区丸の内2丁目7 - 1 決済事業部	413,700	3.54
日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8 - 11	355,900	3.05
ゴールドマンサックスインターナ ショナル (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	東京都港区六本木6丁目10 - 1 六本木ヒルズ森タワー	349,560	2.99
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2 - 10	191,600	1.64
計		7,728,760	66.30

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 600		
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,654,800	116,548	
単元未満株式	普通株式 1,100		
発行済株式総数	11,656,500		
総株主の議決権		116,548	

【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社エスクリ	港区南青山三丁目2番5号 南青山シティビル	600		600	0.01
計		600		600	0.01

2 【役員】の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名および職名	旧役名および職名	氏名	異動年月日
取締役兼専務執行役員 店舗開発本部管掌 兼 店舗開発本部長 兼 株式会社渋谷 代表取締役	取締役兼専務執行役員 建築・内装事業担当 兼 株式会社渋谷 代表取締役	渋谷 守 浩	平成25年9月1日

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

当社は、第1四半期連結累計期間に新たに連結子会社を取得したことに伴い、第1四半期連結累計期間から初めて四半期連結財務諸表を作成しております。そのため、比較情報は記載しておりません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	3,395,182
受取手形及び売掛金	196,850
完成工事未収入金	199,856
商品及び製品	86,528
販売用不動産	372,885
原材料及び貯蔵品	61,528
未成工事支出金	123,407
その他	370,451
貸倒引当金	4,632
流動資産合計	4,802,058
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	5,739,709
その他	692,775
有形固定資産合計	6,432,484
無形固定資産	
のれん	278,467
その他	175,264
無形固定資産合計	453,732
投資その他の資産	
敷金及び保証金	1,776,461
その他	434,214
貸倒引当金	16,937
投資その他の資産合計	2,193,738
固定資産合計	9,079,955
資産合計	13,882,013
負債の部	
流動負債	
支払手形及び買掛金	870,028
短期借入金	300,000
1年内返済予定の長期借入金	1,872,284
1年内償還予定の社債	60,000
工事未払金	131,941
前受金	969,840
未払法人税等	181,453
その他	1,510,426
流動負債合計	5,895,975

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間
(平成25年9月30日)

固定負債	
社債	75,000
長期借入金	4,222,670
資産除去債務	652,206
その他	193,779
固定負債合計	5,143,656
負債合計	11,039,631
純資産の部	
株主資本	
資本金	536,928
資本剰余金	494,928
利益剰余金	1,788,524
自己株式	126
株主資本合計	2,820,255
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	259
その他の包括利益累計額合計	259
新株予約権	22,386
純資産合計	2,842,382
負債純資産合計	13,882,013

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
売上高	8,217,034
売上原価	3,421,834
売上総利益	4,795,199
販売費及び一般管理費	4,421,798
営業利益	373,401
営業外収益	
受取賃貸料	2,754
その他	7,028
営業外収益合計	9,782
営業外費用	
支払利息	36,085
その他	9,132
営業外費用合計	45,217
経常利益	337,966
特別利益	
新株予約権戻入益	1,260
特別利益合計	1,260
税金等調整前四半期純利益	339,226
法人税、住民税及び事業税	163,943
法人税等調整額	911
法人税等合計	163,032
少数株主損益調整前四半期純利益	176,193
四半期純利益	176,193

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	176,193
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	259
その他の包括利益合計	259
四半期包括利益	175,934
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	175,934

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	339,226
減価償却費	500,210
のれん償却額	14,656
長期前払費用償却額	9,574
貸倒引当金の増減額（は減少）	790
受取利息及び受取配当金	269
支払利息	36,085
売上債権の増減額（は増加）	24,925
たな卸資産の増減額（は増加）	110,101
前払費用の増減額（は増加）	4,024
未成工事支出金等の増減額（は増加）	314,705
前渡金の増減額（は増加）	16,527
仕入債務の増減額（は減少）	124,993
前受金の増減額（は減少）	380,238
未成工事受入金の増減額（は減少）	134,040
未払消費税等の増減額（は減少）	68,952
預り金の増減額（は減少）	16,123
未払金の増減額（は減少）	32,612
未払費用の増減額（は減少）	22,671
前受収益の増減額（は減少）	1,042
その他	37,604
小計	1,447,101
利息及び配当金の受取額	269
利息の支払額	46,549
法人税等の支払額	508,984
営業活動によるキャッシュ・フロー	891,837
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	5,800
定期預金の払戻による収入	1,200
有形固定資産の取得による支出	664,618
無形固定資産の取得による支出	23,385
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	238,043
敷金及び保証金の差入による支出	66,402
敷金及び保証金の回収による収入	615
長期前払費用の取得による支出	4,761
長期貸付金の回収による収入	560
その他	261
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,000,373

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間
(自平成25年4月1日
至平成25年9月30日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（は減少）	300,000
長期借入れによる収入	2,600,000
長期借入金の返済による支出	853,366
社債の償還による支出	15,000
リース債務の返済による支出	16,596
割賦債務の返済による支出	44,915
配当金の支払額	57,838
その他	1,586
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,910,696
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,802,159
現金及び現金同等物の期首残高	1,416,611
現金及び現金同等物の四半期末残高	3,218,771

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

連結の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間において、新たに取得した株式会社渋谷及びその100%子会社、SHIBU TANIエステート・パートナーズ株式会社を連結の範囲に含め、四半期連結財務諸表を作成しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

当社及び連結子会社(株式会社渋谷)においては、運転資金等の柔軟な調達を行うため、金融機関と当座貸越契約及びコミットメントライン契約等を締結しておりますが、当該契約には一定の財務制限条項が付されております。

これらの契約に基づく当第2四半期連結会計期間末の借入未実行残高は以下のとおりであります。

当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)	
当座貸越極度額及び コミットメントライン契約等の総額	1,000,000千円
借入実行残高	300,000千円
差引額	700,000千円

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	
地代家賃	1,121,457千円
給料手当	915,913千円
広告宣伝費	636,360千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	
現金及び預金	3,395,182千円
預入期間が3か月を超える定期預金	176,410
現金及び現金同等物	3,218,771

(株主資本等関係)

当第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月10日 取締役会	普通株式	58,060	5.00	平成25年3月31日	平成25年6月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年10月31日 取締役会	普通株式	34,967	3.00	平成25年9月30日	平成25年12月16日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連 結損益計 算書計上 額(注)3
	ブライダル	建築・内装	計				
売上高							
外部顧客への売上高	6,514,299	912,349	7,426,649	790,385	8,217,034		8,217,034
セグメント間の内部 売上高又は振替高		73,400	73,400	7,257	80,658	80,658	
計	6,514,299	985,750	7,500,049	797,643	8,297,692	80,658	8,217,034
セグメント利益	826,377	62,820	889,197	29,631	918,829	545,428	373,401

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、宿泊事業および宴会事業等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額 545,428千円には、セグメント間取引消去2,200千円、のれん償却額14,656千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 532,972千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社は、第1四半期連結会計期間において新たに株式会社渋谷及びその100%子会社であるSHIBUYA TANI エステート・パートナーズを連結子会社化しております。

当社は、前事業年度末においては、ブライダル事業の単一セグメントでしたが、当該連結子会社化により、当第2四半期連結累計期間より新たな事業セグメントが識別されたことから、セグメントの内容を見直し、「ブライダル事業」、「建築・内装事業」、「その他の事業」により区分しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	15円15銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	176,193
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	176,193
普通株式の期中平均株式数(株)	11,628,353
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	14円81銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益調整額(千円)	
普通株式増加数(株)	270,130
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第11期(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)中間配当について、平成25年10月31日開催の取締役会において、平成25年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	34,967千円
1株当たりの金額	3円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成25年12月16日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月8日

株式会社エスクリ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉 村 孝 郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 早 稲 田 宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エスクリの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エスクリ及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。